

調達要求番号 :

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
全自動錠剤分包機、自動鑑別装置付		GM-T 108111
作 成	令和 5年 8月 7日	
変 更	年 月 日	
作成部隊等名	補給統制本部 衛生部	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する市販品の全自動錠剤分包機について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z000009による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

NDS Z 8011 角形銘板

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

2 一般的な事項

この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3 製品に関する要求

3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、調達品目表による。

3.2 構成

構成は、調達品目表による。

3.3 性能等

性能等は、調達品目表による。

3.4 製品の表示

製品の表示は、次による。

- a) 調達要領指定書によって指定する場合を除き、納入品の見やすい適当な箇所に、GLT-CG-Z000001の2.3及びNDS Z 8011による1種銘板を表示する。
なお、1種銘板の品名は、“全自動錠剤分包機、自動鑑別装置付”とする。
- b) 1種銘板の取得番号は、調達要領指定書によって指定する。

4 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 出荷条件

5.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

6 その他の指示

6.1 附属品・予備品

附属品及び予備品は、製造者が規定する仕様及び社内規格による標準附属品・標準予備品一式とする。

6.2 納入書類

6.2.1 添付書類

添付書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。

- a) 取扱説明書（日本語版） 1部
- b) 附属品明細表¹⁾ 1部
- c) 納入品カタログ 1部

注¹⁾ 様式適宜とする。

6.2.2 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。ただし、過去に納入実績があり、前回納入時と変更がない場合は、省略してよい。

表1-提出書類

名称	時期	数量	提出先
取扱説明書（日本語版）	納入時	各1部	陸上自衛隊補給統制本部衛生部
附属品明細表 ^{a)}			
納入品カタログ			
注^{a)} 様式適宜とする。			

6.3 搬入・調整

搬入及び調整は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、搬入後、速やかに組立て及び調整を行う。

6.4 IT利用装備品等サプライチェーン・リスクへの対応

IT利用装備品等サプライチェーン・リスクへの対応は、GLT-CG-Z00009の2.1.1

による。

6.5 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 の8.3による。

調達品目表

調達要求番号		作成部隊等名	補給統制本部 衛生部
調達要求年月日	令和 年 月 日	作成年月日	令和 5年 8月 7日
仕様書番号	GM-T 108111		

1 調達品目

品名	カタログ製品名 ^{a)}
全自動錠剤分包機	(株)湯山製作所 鑑査支援機能付き全自動錠剤分包機 PROUD-i Y S - T R - 2 6 4 F D S II (i) - V C 又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)
注^{a)} この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

2 構成

名称	数量 ^{a)}	規格など
		(株)湯山製作所
本体	1	Y S - T R - 2 6 4 F D S II (i) - V C
錠剤カセット	—	標準附属品
半錠カセット(8個)	1	5 1 0 7 5 0 5 4 A
半錠対応UC	8	5 1 0 8 8 0 1 6 A
持参薬鑑別装置	1	持参薬鑑別支援装置 Tab Judge (タブジヤッジ) Y S - T I D - 0 1
プリンタ	1	ジャーナルプリンター 5 1 0 2 7 0 0 0 A
外付け用HDD	1	5 1 0 2 7 0 0 2 A
ポートシャッター	1	5 1 0 2 7 0 0 1 A
分包紙シャーレ	1	5 1 0 8 7 2 6 3 A
配線ボックス	1	5 1 0 8 7 5 2 4 A
注^{a)} 規定の数量を変更する場合は、調達要領指定書によって指定する。		

3 性能等

同等と判断する要求基準は、次による。

- a) カセットは、264個以上とする。
- b) 60マス以上の充填外錠剤対応機能をもつ。
- c) 分包紙に患者名、用法の印字が可能とする。
- d) 外形寸法は、W900 mm×D1 030 mm×H2 090 mm以下とする。
- e) 分包速度は、分包だけ最大約60包／分、鑑査支援時最大約40包／分以上とする。
- f) 搭載薬品をその場で変更可能な錠剤カセット及びその機器をもつ。
- g) 本体に鑑査支援ソフトを搭載し、分包前の状態で錠剤の色調、形状及び直径から医薬品の分析が可能とする。
- h) 半錠及び整数錠に対応したカセットが装着可能とする。
- i) 錠剤の半錠カットから分包まで自動で行うカセットが設置可能とする。

調達品目表（続き）

- j) GS1データバーで薬品認識が可能とする。
- k) 持参薬鑑別装置は、持参薬鑑別機能、返品薬確認機能及びループ機能（拡大表示だけ）をもつ。
また、刻印、プリント、形状及び色調で解析が可能とする。
- l) 官側が保有する医療情報システム及び調剤支援システムに接続し、使用可能とする。
なお、医療情報システム及び調剤支援システムは、調達要領指定書によって指定する。